

茅野市週休2日工事实施要領

(主旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(週休2日工事の種類)

第2条 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事

(2) 施工者希望型週休2日工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知したうえで取組む工事

(対象工事)

第3条 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

市が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、災害復旧等の緊急を要する工事や現場施工期間^{注1)}が1週間未満の工事等、週休2日の確保が困難又は不要な工事は対象外とする。

(2) 施工者希望型週休2日工事

市が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者指定型週休2日工事を除く工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。ただし、災害復旧等の緊急を要する工事や現場施工期間が1週間未満の工事等、週休2日の確保が困難又は不要な工事は対象外とする。

(用語の定義)

第4条 週休2日とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

2 完全週休2日とは、工事着手日から工事完成日^{注2)}までの期間から控除期間^{注3)}を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日^{注4)}とすることをいう。

3 週休2日相当とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5% (4週8休) 以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

4 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪当による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

5 休工日とは、1日を通していずれの現場作業 (現場事務所での事務作業含む) も実施しない日のことをいう。^{注5)}

6 週休2日の達成とは、第5条に規定される取組を実施し、完全週休2日又は週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。

(受注者の取組)

第5条 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。

2 受注者は、施工者希望型週休2日工事の場合、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知するものとする。

3 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書^{注6)}に明示するものとする。

4 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施するものとする。

5 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得るものとする。

- 6 受注者は、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示するものとし、明示の方法は施工計画書に明示する等により、監督員の承諾を得るものとする。

(発注者の取組)

第6条 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期を設定するものとする。

- 2 発注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、各部署で定めた積算基準等に基づき、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上するものとする。
- 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、現場説明書又は特記仕様書等に記載するものとする。
- 4 監督員は、受注者から第5条第2項の通知があった場合、これを受理するものとする。
- 5 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認するものとする。
- 6 監督員は、受注者から第5条第5項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾するものとする。
- 7 監督員は、第5条第6項の状況を確認するものとする。
- 8 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認するものとする。
- 9 発注者は、第5条の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、各部署で定めた積算基準等に基づき、直接工事費及び間接工事費を補正するものとする。
- 10 監督員等は、工事成績評価対象工事について週休2日の達成状況に応じた工事成績評価を行うものとする。
- 11 所管課の長は、発注者指定型週休2日工事の場合、受注者側に週休2日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第3条に基づき、市長に報告するものとする。
- 12 監督員等は、前項に基づく報告により、受注者が茅野市業者選定等審査委員会から入札参加資格停止の措置があった場合は、工事成績評価において減点を行うものとする。

注1) 直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間

注2) 片付けを含む現場作業が完了する日とする。

注3) 工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責におらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

注4) 建築工事の場合、現場休息日を含む。

現場休息日とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう（注5）。

注5) ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

- ・通行規制に伴う交通誘導
- ・現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り

注6) 建築工事の場合は総合施工計画書とする。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和5年4月1日以降に設計書を作成して発注する工事から適用する。